

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31

工期に関する基準  
(案)

# (案)

## 目 次

1	
2	
3	<b>第1章 総論</b>
4	(1) 背景
5	(2) 建設工事の特徴
6	(3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
7	(4) 本基準の趣旨
8	(5) 適用範囲
9	(6) 工期設定における受発注者の責務
10	
11	<b>第2章 工期全般に渡って考慮すべき事項</b>
12	(1) 自然要因
13	(2) 休日・法定外労働時間
14	(3) イベント
15	(4) 制約条件
16	(5) 契約方式
17	(6) 関係者との調整
18	(7) 行政への申請
19	(8) 労働・安全衛生
20	(9) 工期変更
21	(10) その他
22	
23	<b>第3章 工程別に考慮すべき事項</b>
24	(1) 準備
25	(2) 施工
26	(3) 後片付け
27	
28	<b>第4章 分野別に考慮すべき事項</b>
29	(1) 住宅・不動産分野
30	(2) 鉄道分野
31	(3) 電力分野
32	(4) ガス分野

# (案)

1

2 第5章 働き方改革・生産性向上の取組について

3

4 第6章 その他

5 (1) 著しく短い工期の疑義がある場合の対応

6 (2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期の設定

7 (3) 基準の見直し

# (案)

## 工期に関する基準

### 第1章 総論

#### (1) 背景

建設業は、社会資本整備の担い手であるとともに、民間経済を下支えし、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」として、大変重要な役割を果たしている。建設業がその役割を果たしつつ、今後も魅力ある産業として活躍し続けるためには、自らの生産性向上と併せ、中長期的な担い手確保に向け、長時間労働の是正、週休2日の達成等の働き方改革を推進しなければならない。一方、建設工事の発注者においても、自身の事業を推進する上で建設業者が重要なパートナーであることを認識し、建設業者に協力して働き方改革を推進することが求められる。

また、建設業については、現行の労働基準法上、いわゆる36協定で定める時間外労働の限度に関する基準（限度基準告示）の適用対象外とされているが、第196回国会（常会）で成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下「働き方改革関連法」という。）による改正後の労働基準法において、労使協定を結ぶ場合でも上回ることでできない時間外労働の上限について法律に定めた上で、違反について罰則を科すこととされ、建設業に関しても、平成31年4月の法施行から5年間という一定の猶予期間を置いた上で、令和6年4月より、罰則付き上限規制の一般則を適用することとされている。

建設業の働き方改革に向けては、民間も含めた発注者の理解と協力が必要であることから、建設業への時間外労働の上限規制の適用までの間においても、関係者一丸となった取組を強力に推進するため、平成29年6月には「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」を設置し、8月には「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を策定したところである。さらに、同ガイドラインの浸透及び不断の改善に向け、「建設業の働き方改革に関する協議会」（主要な民間発注者団体、建設業団体及び労働組合が参画）の設置と併せて、業種別の連絡会議（鉄道、住宅・不動産、電力及びガス）を設置し、業種ごとの特殊事情や契約状況等を踏まえた対応方策の検討を重ねてきたところである。

政府としてこうした取組を進めている一方、現状でも前工程の遅れや受発

## (案)

1 注者間及び元請負人—下請負人間（元請負人と一次下請負人間、一次下請負  
2 人と二次下請負人間など。以下「元下間」と言う。）の未決定事項の調整、工  
3 事内容の追加・変更等を理由に、工期が遅れる事例が散見される。工期が遅  
4 れた場合、工期延長分の契約変更を実施することが望ましいが、受注者が早  
5 出・残業や土日・祝日出勤により施工時間を延長する、受注金額の増額をす  
6 る等、必ずしも働き方改革に資するとは限らない対応がとられている場合も  
7 ある。

8  
9 こうしたことを背景に、令和元年6月の第198回国会（常会）において、  
10 「建設業法及び入札及び契約の適正化の促進に関する法律を一部改正する  
11 法律」及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律を一部改正する法律」  
12 を一体として改正する「新・担い手3法」が成立した。

13 建設業法第34条では、中央建設業審議会において建設工事の工期に関す  
14 る基準を作成し、その実施を勧告することができるとされた。

15 中央建設業審議会では、令和元年11月に工期に関する基準の作成に関す  
16 るワーキンググループを開催し、以降、合計×回にわたるワーキングでの審  
17 議の上、令和2年〇月に本基準を作成した。

### 20 (2) 建設工事の特徴

#### 21 (i) 多様な関係者の関与

22 建設工事は、橋、道路、ダム、住宅、ビルなど、あらゆる社会資本の整備  
23 に関わるものである。また、発注者は国・地方公共団体・法人・個人と様々  
24 であり、建設工事の施工に当たっては、工事の規模によってゼネコンから基  
25 礎工事、躯体工事、仕上げ工事等それぞれの工程・技術に特化した専門工事  
26 業者に至るまで様々な業者が工事に関与している。このように、受発注者間  
27 の設定する工期、元下間の設定する工期（元請負人—一次下請負人、一次下  
28 請負人—二次下請負人等）と、建設工事1つにおいても、多数の工期が設定  
29 されており、また、受発注者間が設定した工期の中で元下間が設定する工期  
30 は多様に設定されている。そのため、建設工事の工期については、受発注者  
31 間で目的物の供与目的が最大限実現されるように設定することは勿論、元下  
32 間の各々の下請契約においても適正な工期が確保されるように設定するこ  
33 とが求められる。

#### 35 (ii) 一品受注生産

36 建設工事の目的物は、同一の型で大量生産されるものではなく、その供与

## (案)

1 目的（商業用、居住用、国土強靱化用等）に応じて、発注者から、一品ごと  
2 に受注して生産されるものである。受注した工事ごとに、工程や施工条件等  
3 が異なり、また、天候や周辺環境の影響を大きく受けるため、追加工事や設  
4 計変更、工程遅延が発生する場合があります、必要に応じて、受発注者間及び元  
5 下間でその変更理由を明らかにしつつ協議をして、工期の延長等、適切に契  
6 約条件の変更等を互いに合意することが重要である。

### 7 8 (iii) 工期とコストの密接な関係

9 建設工事において、品質・工期・コストの3つの要素はそれぞれ密接に関  
10 係しており、ある要素を決定するに当たっては、他の要素との関係性を考慮  
11 しなければならない。この他、施工に当たっては、安全確保と環境保全も重  
12 要な要素であり、その徹底が求められる。

13 建設工事では、設計図書に規定する品質の工事目的物を施工するために  
14 必要な工期・コスト（請負代金の額）が受発注者間及び元下間で協議・合意  
15 されて、請負契約が締結される（※）。受発注者間及び元下間の協議において  
16 は、本基準を踏まえて検討された適正な工期設定と併せて、双方において生  
17 産性向上に努めることが重要である。

18 （※）公共工事については発注者が設定

19 なお、災害復旧工事など社会的必要性等に鑑み、早期に工事を完了させな  
20 くてはならない場合には、それに伴って必要となる資材・労務費等を適切に  
21 請負代金額へ反映しなくてはならない。

### 22 23 (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方

#### 24 (i) 基本的な考え方

25 建設工事の請負契約については、建設業法第18条、第19条等において、  
26 受発注者間及び元下間が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を  
27 締結し、信義に従って誠実に履行しなければならないことや、工事内容や請  
28 負代金の額、工期等について書面に記載すること、不当に低い請負代金の禁  
29 止などのルールが定められている。

30 加えて、令和元年6月には、働き方改革の促進による長時間労働の是正の  
31 ために建設業法が改正され、より一層の工期の適正化が求められるようにな  
32 った。

- 33 ・ 請負契約における書面の記載事項の追加（第19条）：建設工事の請  
34 負契約の当事者が請負契約の締結に際して工事を施工しない日又  
35 は 時間帯の定めをするときは、その内容を書面に記載しなければ  
36 ならない。

## (案)

1       ・ 著しく短い工期の禁止（第 19 条の 5、19 条の 6）：注文者は、その  
2       注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に  
3       比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはなら  
4       ない。また、建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額  
5       以上であるものに限る。）を締結した発注者がこの規定に違反した  
6       場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許  
7       可をした国土交通大臣等は、当該発注者に対して必要な勧告をす  
8       ることができること、国土交通大臣等は、この勧告を受けた発注者が  
9       その勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この  
10      規定を担保するため、国土交通大臣等は、勧告を行うため必要があ  
11      ると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を  
12      求めることができる。

13      ・ 建設工事の見積り等（第 20 条）：建設業者は、建設工事の請負契約  
14      を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の工程ごとの作業及び  
15      その準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよ  
16      う努めなければならない。

17           （※）日数だけでなく費用も見積りをする

18      ・ 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供（第 20 条の 2）：建  
19      設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工  
20      期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定  
21      める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結  
22      するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把  
23      握のため必要な情報を提供しなければならない。

24      ・ 工期に関する基準の作成（第 34 条）：中央建設業審議会は、建設工  
25      事の工期に関する基準を作成し、その実施を勧告することができる。

26      更に、請負契約の「片務性」の是正と契約関係の明確化、適正化のため、  
27      建設業法第 34 条に基づき、中央建設審議会が、公正な立場から、請負契約  
28      の当事者間の具体的な権利義務関係の内容を律するものとして決定し、当事  
29      者にその採用を勧告する建設工事の標準請負契約約款である公共工事標準  
30      請負契約約款や民間工事標準請負契約約款に沿った請負契約の締結が望ま  
31      れる。

32      また、労働安全衛生法第 3 条においても、仕事を他人に請け負わせる者は、  
33      施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれ  
34      ある条件を附さないように配慮しなければならないこととされている。

35      受発注者間及び元下間は、これら法令等の規定を遵守し、双方対等な立場  
36      に立って、工期を定める期間を通じて、十分な協議や質問回答の機会、調整

## (案)

1 期間を設け、契約内容について理解した上で工事請負契約を締結するのが基  
2 本原則である。

### 3 4 (ii) 公共工事における考え方

5 公共工事は、現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる  
6 社会資本を整備するものとして重要な意義を有しているため、その品質確  
7 保等のために、建設業法に加え、公共工事の品質確保の促進に関する法律  
8 (以下「公共工事品質確保法」という。)や公共工事の入札及び契約の適  
9 正化の促進に関する法律(以下「入札契約適正化法」という。)による公  
10 共工事独自のルールが定められている。

#### 11 ✓ 請負契約の締結に係る基本的な考え方

12 公共工事においては、公共工事品質確保法第3条第8項に基づき、そ  
13 の品質を確保する上で、公共工事の受注者のみならず、下請負人及びこれ  
14 らの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果た  
15 すことに鑑み、公共工事等における請負契約の当事者が、各々の対等な立  
16 場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法等  
17 の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料等を的確に反映し  
18 た適正な額の請負代金及び適正な工期を定める公正な契約を締結するこ  
19 とが求められる。

#### 20 21 ✓ 工期の設定に係る基本的な考え方

22 公共工事においては、公共工事品質確保法第7条第1項第6号におい  
23 て、公共工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保さ  
24 れるよう、公共工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備期間、  
25 天候その他のやむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込ま  
26 れる日数等を考慮し、適正な工期を設定することが発注者の責務とされ  
27 ている。

28 また、公共工事品質確保法に基づく発注関係事務の運用に関する指針に  
29 おいて、建設資材や労働者確保のため、実工期を柔軟に設定できる余裕期  
30 間制度の活用といった契約上の工夫を行うよう努めることとされており、  
31 具体的には、

- 32 ・ 発注者が工事の始期を指定する方式(発注者指定方式)
- 33 ・ 発注者が示した工事着手期限までの間で受注者が工事の始期を選  
34 択する方式(任意着手方式)
- 35 ・ 発注者が予め設定した全体工期の内で受注者が工事の始期と終期  
36 を決定する方式(フレックス方式)



## (案)

1 があり、余裕期間制度の活用にあたっては、地域の実情や他の工事の進捗  
2 状況等を踏まえて、適切な方式を選択することとされている。

3 このほか、入札契約適正化法第18条に基づく公共工事の入札及び契  
4 約の適正化を図るための措置に関する指針（以下「入札契約適正化指針」  
5 という。）において、発注者の責務として、工期の設定に当たり、工事の  
6 規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、次  
7 に掲げる事項等を適切に考慮することとされている。

- 8 ・ 公共工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及  
9 び夏季休暇）
- 10 ・ 建設業者が施工に先立って行う、労務・資機材の調達、現地調査等、  
11 現場事務所の設置等の準備期間
- 12 ・ 工事完成後の自主検査、清掃等を含む後片付け期間
- 13 ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数
- 14 ・ 用地取得や建築確認、道路管理者との調整等、工事着手前に発注者  
15 が対応すべき事項がある場合には、その手続に要する期間

16 過去の同種類似工事において当初の見込みよりも長い工期を要した実績  
17 が多いと認められる場合には、当該工期の実績

### ✓ 工期の設定と施工時期の平準化の関係に係る基本的な考え方

18  
19 公共工事においては、年度初めに工事量が少なくなる一方、年度末には  
20 工事量が集中する傾向があり、公共工事に従事する者において長時間労働  
21 や休日の取得ににくさ等につながるものが懸念されることから、公共工事  
22 品質確保法第7条第1項第5号や入札契約適正化指針において、計画的に  
23 発注を行うとともに、工期が一年に満たない公共工事についての繰越明許  
24 費・債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期の設定など必要な措置  
25 を講じることにより、施工時期の平準化を図ることが発注者の責務とされ  
26 ている。  
27

### ✓ 工期の設定と予定価格の設定の関係に係る基本的な考え方

28  
29 公共工事においては、公共工事品質確保法第7条第1項第1号におい  
30 て、公共工事を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に  
31 育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、  
32 適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘  
33 案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めると  
34 ころにより事業主が納付義務を負う保険料等とともに、工期、公共工事の  
35 実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正  
36

## (案)

1  に定めることが発注者の責務とされている。

2  
3  ✓ 工期変更に係る基本的な考え方

4  公共工事においては、公共工事品質確保法第7条第1項第7号や入札  
5  契約適正化指針において、設計図書に示された施工条件と実際の工事現  
6  場の状態が一致しない場合、用地取得等、工事着手前に発注者が対応すべ  
7  き事項に要する手続の期間が超過するなど設計図書に示されていない施  
8  工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、災害  
9  の発生などやむを得ない事由が生じた場合その他の場合において必要が  
10  あると認められるときは、適切に設計図書の変更を行うものとされてま  
11  る。

12  また、工事内容の変更等が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた  
13  場合には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標  
14  準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締  
15  結するものとし、この場合において、工期が翌年度にわたることとなった  
16  ときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずることとさ  
17  れている。

18  
19  (iii) 下請契約

20  建設工事標準下請契約約款では、下請契約において、元請負人は、下請負  
21  人に対し、建設業法及びその他の法令に基づき必要な指示・指導を行い、下  
22  請負人はこれに従うこととされている。また、元請負人は、工事を円滑に完  
23  成するため、関連工事との調整を図り、必要がある場合は、下請負人に対し  
24  て指示を行うが、工期の変更契約等が生じる場合は、元下間で協議・合意の  
25  上、工期や請負代金の額を変更することとされている。加えて、下請負人は  
26  関連工事の施工者と緊密に連絡協調を図り、元請工事の円滑な完成に協力  
27  することが重要である。

28  下請契約、特に中小零細企業が多く見られる専門工事業者が締結する下  
29  請契約においては、多くの場合、注文者が設定する工期に従っている。内装  
30  工事などの仕上げ工事は前工程のしわ寄せを受けることが多く、竣工日優  
31  先で発注・契約され、納期が変更延期されないまま短縮工期となっても費用  
32  増が認められない場合がある。また、工事の繁忙期にあっては急な増員が困  
33  難な場合もある。前工程で工期遅延が発生し、竣工日優先で工期を短縮せざ  
34  るを得ない場合は、元下間で協議・合意の上、突貫工事や休日施工に必要な  
35  掛増し費用等、適切な変更契約を締結することが必要である。

## (案)

### 1 (4) 本基準の趣旨

2 本基準は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負  
3 人含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を  
4 確保するための基準である。当初契約の締結時や工期の変更に伴う契約変更  
5 においては、本基準を用いて各主体間で公平公正に最適な工期が設定される  
6 必要がある。その結果として、建設業で長時間労働の是正等の働き方改革が  
7 進んで担い手が安心して活躍できる産業となり、他方、発注者としても自身  
8 の事業のパートナーが持続可能となることで質の高い建設サービスを楽しむ  
9 ことができ、相互にとって有益な関係を構築するための基準でもある。

10 なお、著しく短い工期の疑義がある場合には、本基準を踏まえるとともに、  
11 過去の同種類似工事の実績との比較や建設業者が提出した工期の見積りの  
12 内容の精査等などを行い、許可行政庁が工事ごとに個別に判断する。著しく  
13 短い工期による請負契約を締結したと判断された場合には、発注者は建設業  
14 法第 19 条の 6 に規定される勧告がなされ、また、建設工事の注文者が建設  
15 業者である場合、国土交通大臣等は建設業法第 41 条に基づく勧告や第 28 条  
16 に基づく指示処分を行うことができる。加えて、入札契約適正化法第 11 条  
17 第 2 項では、公共工事においては、建設工事の受注者が下請業人と著しく短  
18 い工期で下請契約を締結していると疑われる場合は、当該工事の発注者は当  
19 該受注者の許可行政庁にその旨を通知しなければならないこととされてい  
20 る。

#### <建設業法>

##### 第十九条の六 (略)

2 建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

# (案)

## <入札契約適正化法>

第十一条 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に関し、当該公共工事の受注者である建設業者（建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。次条において同じ。）に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。

（略）

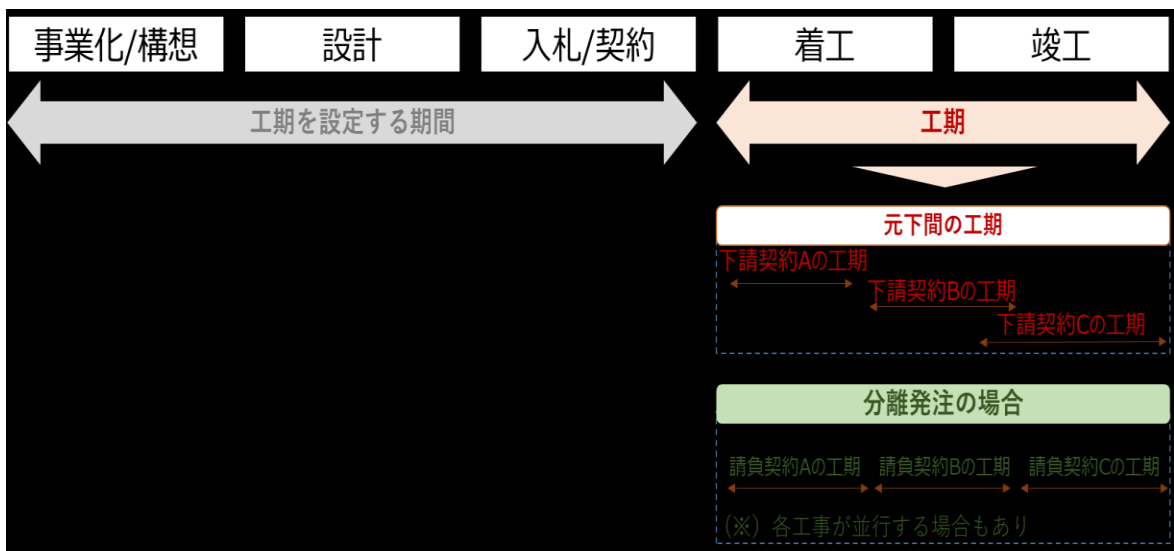
二 第十五条第二項若しくは第三項、同条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の八第一項、第二項若しくは第四項又は同法第十九条の五、第二十六条第一項から第三項まで、第二十六条の二若しくは第二十六条の三第六項の規定に違反したと。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7

### (5) 適用範囲

建設業法が、建設工事の全ての請負契約を対象にしていることを踏まえ、本基準の適用範囲は、公共工事・民間工事を問わず、発注者及び受注者（下請契約含む）、及び民間発注工事の大きな割合を占める住宅・不動産、鉄道、電力、ガスを含む、あらゆる建設工事全てが対象である。

また、「工期」とは、建設工事の着工段階から竣工までの契約工期を指す。



8  
9  
10  
11

なお、施工段階より前段階の、事業化/構想、設計、資機材の調達等の計画・進捗・品質が工期へ影響を与えるため、円滑な進捗や品質の高い成果物の作成等に努め、工期にしわ寄せがないようにしなければならない。また、

## (案)

1 事業化/構想段階、設計段階において工程契約や工期を検討する場合は、施  
2 工段階における適正な工期の確保に配慮することが重要である。

3 そのため、施工段階の前段階から取り組む生産性向上を一層効果的にする  
4 ために、工事の特性等に合わせて、施工段階の前段階から受注者が関与する  
5 ことも有用である。また、施工段階において、設備工事等の各工事を分離し  
6 て発注・契約する場合においても、本基準を用いて、適正な工期を設定する  
7 必要がある。

8 <用語の定義>

9 工期：建設工事の着工段階から竣工までの契約工期

10 発注者：建設工事（他の者から請け負ったものを除く）の注文者をいう

11 受注者：発注者から直接工事を請け負った請負人をいう

12 元請負人：下請契約における注文者で、建設業者であるもの

13 下請負人：下請契約における請負人

14 下請契約：建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者  
15 との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約

### 17 (6) 工期設定における受発注者の責務

18 工期は、一般的に、公共工事では発注者が設定し、民間工事では受注（候  
19 補）者の提案に基づいて発注者が設定する場合と、施工段階前に受注（候補）  
20 者が参画しつつ受発注者双方が合意の上で設定するほか、発注者・注文者が  
21 設定する場合がある。

22 公共工事、民間工事を問わず、建設工事の請負契約を締結するに当たって  
23 は、適正な工期を設定できるよう、契約の当事者が対等な立場で、それぞ  
24 れの責務を果たす必要がある。

25 <一般的な工期の設定者>

26 ○公共工事：

27 ・ 発注者が工期を決定。

28 （※）公示段階で仕様の前提となる条件が不確定な場合（技術提案によって仕様の前  
29 提となる条件が変わる場合を含む。）、発注者、優先交渉権者（施工者）及び設計者  
30 の三者がパートナーシップを組み、発注者が柱となり、三者が有する情報・知識・経  
31 験を融合させながら、設計を進めていく場合がある。

32  
33 （『国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン（国土交通  
34 省大臣官房地方課、技術調査課、官庁営繕部（令和2年1月））』における、技術協  
35 力・施工タイプなど）。

## (案)

### ○民間工事：

- ・ 発注者が経験則から想定したり、設計者の協力を踏まえつつ工期を概算する等、受注者に発注者の希望を伝達。その後、受注者から提案を受けて、受発注者の双方合意の上で工期を決定。
- ・ 受注者が施工段階より前に関与して、受発注者の双方合意の上で、工期を決定する場合もある。

### <工期設定における発注者の果たすべき責務>

- ・ 発注者は、受注者の長時間労働の是正や建設業の担い手一人ひとりの週休2日の確保など、建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備の実現に対し社会的責務を負う。
- ・ 作成された設計図書が完成度が十分でない場合、設計変更に伴う遅延やそれを補完する業務が施工段階で発生するおそれがあるため、設計図書未決定事項の解消や意匠・構造・設備の整合性をとることで完成度を高めるように努める。
- ・ 発注者・設計監理者・受注者の三者が合意形成ルールを早期に明確化した上で、工事工程と連動したものの決め（施工図・製作図・仕様の決定）、工程表の円滑な運用を心掛ける。
- ・ 大規模な工事についての可能な範囲での見通しの公表や、工事時期の集中期間の回避などにより、受注者からの情報も参考としつつ、施工時期の平準化に資する取組を推進するよう努める。
- ・ 受注者が関与することなく発注者（設計者を含む）が工期を決定する場合、第2章(10)その他にある日本建設業連合会の「建築適正工期算定プログラム」や国土交通省の「工期設定支援システム」等を参考にしつつ、適正な工期が確保できるよう努める。
- ・ 各工程に遅れを生じさせるような事象等を受注者から報告を受けた場合、受注者と共に工程の遅れの原因を明らかにし、その原因が発注者の責に帰すべきもの、受注者の責に帰すべきもの、不可抗力であるかを特定した上で、受発注者間で協議して必要に応じて契約変更を行う。
- ・ 発注者（設計者を含む）は設計図書等に基づいて設計意図の伝達をするとともに、施工条件が不明瞭という通知を受注者から受けた場合は、施工条件を明らかにし、必要に応じて、工期の延長等の契約変更等を行う。
- ・ 【公共工事】公共工事においては、通常、入札公告等において当初の工期が定められることから、発注者には、本基準に沿って適正な工期を設定する役割が求められる。また、長時間労働の是正等の観点からも、公共工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保される

## (案)

1 よう適正な工期の設定を行うなど、上記(2)(iv)にあるとおり、公共  
2 工事品質確保法第7条等や入札契約適正化法第18条に定める発注者の  
3 責務等を遵守する必要がある。

4 ・ 【公共工事】公共工事においては、公共工事品質確保法第3条第5項に  
5 基づき、地盤の状況に関する情報その他の工事及び調査等に必要な情報  
6 を的確に把握し、より適切な技術等を活用することにより、公共工事の  
7 品質を確保することが求められる。

8 ・ 【民間工事】工事の内容によっては、設計図書等において施工条件等を  
9 できるだけ明確にすることが求められるとともに、設計段階で受注予定  
10 者が適正工期の決定に参画させることが有用な場合もある。

11 ・ 【民間工事】発注者は設計者に対し、設計段階で工期を概算する場合に  
12 においても、本基準等の基準に照らし、適正な工期設定となっているか確  
13 認をする。設計図書等の施工計画及び工期の設定や請負代金の額に影響  
14 を及ぼす事象について、請負契約を締結するまでに、必要な情報を受注  
15 (候補)者に提供し、必要に応じ、工事に係る費用及び工期についての  
16 希望を受注(候補)者に伝達したうえで、これらの見積りを受注(候補)  
17 者に依頼する。そして、請負契約の締結の際、本基準を踏まえ、受注者  
18 と協議・合意し、適正な工期を設定する。

### <建設業法>

第二十条の二 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下  
その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令  
で定める事象が発生するおそれがあると認めるときには、請負契約を締結  
するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため  
必要な情報を提供しなければならない。

19 ・ 【民間工事】生産性向上は工期の短縮等のメリットが受発注者双方にあ  
20 ることも踏まえ、工期短縮を要望する際には、受注者からの技術提案に  
21 よる工法変更により工期短縮が認められる場合において、建設工事にお  
22 ける生産性向上に向けた取組を推進するために受注者へ協力するよう  
23 努め、受発注者双方の協議・合意の上で契約を締結する。

24 ・ 【民間工事】発注者としても、建設業の働き方改革のためには適正な工  
25 期設定が必要であるということをエンドユーザーに理解を求めること  
26 に社会的責任を負う。

## (案)

### 1 <工期設定において受注者の果たすべき責務>

- 2 ・ 受注者は建設工事に従事する者が、長時間労働や週休2日の確保が難しい  
3 ような工事を行うことを前提とする著しく短い工期となることのない  
4 よう、受発注者間及び元下間で、適正な工期で請負契約を締結する。
- 5 ・ 発注者・設計監理者・受注者の三者が合意形成ルールを早期に明確化し  
6 た上で、工事工程と連動したものの決め（施工図・製作図・仕様の決定）、  
7 工程表の円滑な運用を心掛ける。
- 8 ・ 受注者は、施工条件が不明瞭な場合は、発注者へその旨を通知し、施工  
9 条件を明らかにするよう求める。
- 10 ・ 各工程に遅れを生じさせるような事象等が生じた場合は、速やかに発注  
11 者に報告し、工程の遅れの原因を分析し、その原因が発注者の責に帰す  
12 べきもの、受注者の責に帰すべきもの、不可抗力であるかを特定し上で、  
13 受注者間で協議して、必要に応じて契約変更等を行う。
- 14 ・ 受発注者間の工期設定がそれ以降の下請契約に係る工期設定の前提と  
15 なることを十分に認識し、適正な工期での請負契約の締結や、変更理由  
16 とその影響を明らかにした工期変更、下請契約に係る工期の適正化、特  
17 に前工程の遅れによる後工程へのしわ寄せの防止に関する取組等を行  
18 う。
- 19 ・ 下請契約の締結に際して、材料の色や品番、図面などの未決定事項があ  
20 る場合、元請負人は発注者（設計者を含む）へ現場施工に支障を来さな  
21 い期限での仕様決定を求めつつ、下請負人にそうした状況を伝えるとと  
22 もに、決定の遅れによる工程遅延が生じた場合の遅延した期間とそれに  
23 伴う掛かり増し経費について、下請契約に適切に反映する。
- 24 ・ 【公共工事】公共工事においては、公共工事品質確保法第8条等に基づ  
25 き、受注者・下請負人双方を含む公共工事等を実施する者は、下請契約  
26 を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、  
27 労働時間等の条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、  
28 市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な額の請負代金  
29 とともに、適正な工期を定める下請契約を締結しなければならない。
- 30 ・ 【民間工事】請負契約の締結の際、本基準を踏まえつつ工期を検討し、  
31 当該工期の考え方等を発注者に対して適切に説明し、受発注者双方の協  
32 議・合意の上で、適正な工期を設定する。
- 33 ・ 【民間工事】受注者は建設工事の適正な工期に沿った見積りの提出に努  
34 め、その工期によっては建設工事の適正な施工が通常見込まれない請負  
35 契約の締結（「工期のダンピング」）は行わない。



## (案)

1 (※) 建設業法の趣旨を踏まえ、工事の工程ごとに工期の見積りをするように努め  
2 なければならない。なお、工事ごとに、工期の見積りの仕方(必要日数の算出方法、  
3 表現の粒度等)が異なることを踏まえつつ、必要に応じて、適正な工期が確保でき  
4 ているか受発注者で見積り内容を確認し、その内容について合意しなくてはなら  
5 ない。

### <建設業法>

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容  
に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳を並びに工事  
の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見  
積りを行うよう努めなければならない。

- 6 ・ 【民間工事】受発注者が互いに協力して施工時期の平準化に資する取組  
7 を推進するために、施行時期の平準化によって安定した工程や労働力の  
8 確保、均質な品質管理体制が構築出来るなどが見込まれる場合は、発注  
9 者へその旨を提示する。
- 10 ・ 【民間工事】工期短縮に関する合理的な技術提案等を積極的に提案し、  
11 より一層の生産性向上に向けた取組を推進するとともに、そのために必  
12 要なコスト等について発注者に対して適切に説明する。
- 13 (例) ・ 生産性向上ハード技術(現場打ちの時間省略に資するプレキャ  
14 スト製品 等)
- 15 ・ 各種 ICT 技術(情報伝達・図面閲覧・検査 等)
- 16 ・ 設計・施工プロセスの最適マネジメント  
17 (工事の特性等に合わせたフロントローディングの実施 等)
- 18 ・ 技能者の技能向上

# (案)

## 1 第2章 工期全般に渡って考慮すべき事項

2  
3 建設工事は、工期の厳守を求められるとともに、天候不順や地震・台風な  
4 どの自然災害の他、工期に影響を与える事項としては、建設工事に従事する  
5 者の休日の確保、現場の状況、関係者との調整等、工期に影響を与える様々  
6 な要素があり、工期設定においては以下の事項を考慮して適正な工期を設定  
7 する必要がある。

### 9 (1) 自然要因

10 工期の設定・見積りに当たっては、下記の事項を考慮する。

- 11 ・ 降雨日・降雪日（雨休率の設定 等）

【参考】国土交通省発注の土木工事においては、施工に必要な実日数に雨休率を  
乗じた日数を「降雨日」として設定。なお、雨休率については、地域ごとの数  
値のほか、0.7を用いることも可。

- 12 ・ 河川の出水期における作業制限  
13 ・ 寒冷・多雪地域における冬期休止期間

14 (※) 上記を含む、自然要因については、必要に応じて、受発注者間及び元下間で協  
15 議して工期に反映する。

### 17 (2) 休日・法定外労働時間

18 建設業をより魅力的な産業とするため、また、令和6年4月より改正労働  
19 基準法の時間外労働の上限規則付き罰則規定が建設業にも適用されること  
20 も踏まえ、建設業の働き方改革を推進する必要がある。

- 21 ・ 法定外労働時間

22 労働基準法における法定労働時間は、1日につき8時間、1週間につき40  
23 時間であること、また改正法施行の令和6年に適用される時間外労働の上限  
24 規制は、臨時的な特別の事情がある場合として労使が合意した場合であって  
25 も、上回ることの出来ない上限であることに考慮する必要がある。また、時  
26 間外労働の上限規制の対象となる労働時間の把握に関しては、工事現場にお  
27 ける直接作業や現場監督に要する時間のみならず、書類の作成に係る時間等  
28 も含まれるほか、厚生労働省が策定した「労働時間の適正な把握のために使  
29 用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を踏まえた対応が求められるこ  
30 とも考慮しなければならない。

## (案)

### 1 ・ 週休2日の確保

2  
3 建設工事の目的物は、橋、道路、ダム、住宅、ビルなど多岐に渡り、工事  
4 の進め方は、オフィスや鉄道など、土日の作業が望ましい工事があるように、  
5 工事内容によって千差万別である。

6 政府として週休2日を推進する中、建設業では長らく週休1日(4週4休)  
7 の状態が続いていた。これからの建設現場の将来を担う若者をはじめ、建設  
8 業に携わる全ての人にとって建設業がより魅力的なものとするためには、他  
9 産業と同じように、建設業の担い手一人ひとりが週休2日(4週8休)を確  
10 保していくことが重要である。週休2日(4週8休)を建設業に定着させて  
11 いくためには、建設業界が一丸となり、意識改革をしなければならない。価  
12 値観を転換するためには、4週8閉所の取組はこうした意識改革のための有  
13 効な手段の一つであると考えられる。また、トンネル工事や災害対応等の場  
14 面においては、交代勤務制による建設業の担い手一人ひとりの週休2日(4  
15 週8休)の確保が有効な手段の一つであると考えられる。

16 ただし、年始やGW、夏休み等の交通集中期間において工事規制が生じる  
17 道路工事や、山間部や遠方で作業を実施する電力工事、異常時対応、緊急  
18 工事や駅構内工事における旅客への安全配慮が必要な鉄道工事など、必ずし  
19 も4週8閉所等が適当とは限らない工事が存在することに留意しなければ  
20 ならない。  
21

#### <働き方改革実行計画 抜粋>

##### (時間外労働の上限規制)

週40時間を超えて労働可能となる時間外労働の限度を、原則として、月45時間、かつ、年360時間とし、違反には以下の特例の場合を除いて罰則を課す。特例として、臨時的な特別の事情がある場合として、労使が合意して労使協定を結ぶ場合においても、上回ることができない時間外労働時間を年720時間(=月平均60時間)とする。かつ、年720時間以内において、一時的に事務量が増加する場合について、最低限、上回ることをできない上限を設ける。

この上限について、①2か月、3か月、4か月、5か月、6か月の平均で、いずれにおいても、休日労働を含んで、80時間以内を満たさなければならないとする。②単月では、休日労働を含んで100時間未満を満たさなければならないとする。③加えて、時間外労働の限度の原則は、月45時間、かつ、年360時間であることに鑑み、これを上回る特例の適用は、年半分を上回らないよう、年6回を上限とする。

他方、労使が上限値までの協定締結を回避する努力が求められる点で合意したこと  
に鑑み、さらに可能な限り労働時間の延長を短くするため、新たに労働基準法に指針  
を定める規定を設けることとし、行政官庁は、当該指針に関し、使用者及び労働組合  
等に対し、必要な助言・指導を行えるようにする。

## (案)

建設事業については、限度基準告示の適用除外とされている。これに対し、今回は、罰則付きの時間外労働規制の適用除外とせず、改正法の一般則の施行期日の5年後に、罰則付き上限規制の一般則を適用する（ただし、復旧・復興の場合については、単月で100時間未満、2か月ないし6か月の平均で80時間以内の条件は適用しない）。併せて、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設けることとする。5年後の施行に向けて、発注者の理解と協力も得ながら、労働時間の段階的な短縮に向けた取組を強力に推進する。

### <参考>

#### (一社) 日本建設業連合会における取組 (例)

- 時間外労働の段階的な削減や週休2日の確保を実現するためには、発注者や国民の理解を得るための自助努力が不可欠であることから、工期の延伸をできる限り抑制するための生産性向上に向けた指針として、2020年までの5年間を対象期間とする「生産性向上推進要綱」を策定し、フォローアップの実施、優良事例集の作成などを通じて各企業の取組を積極的に支援している。
- 「時間外労働の適正化に向けた自主規制の試行」(平成29年9月)として、改正法施行後3年目までは年間960時間以内、4・5年目は年間840時間以内を目指すなど、猶予期間後の上限規制(年間720時間)の適用に先んじて時間外労働を段階的に削減するとしている。
- 「週休二日実現行動計画」(平成29年12月)を策定し、原則として全ての工事現場を対象として、平成31年度末までに4週6閉所以上、平成33年度末までに4週8閉所の実現を目指すとともに、「統一土曜閉所運動」として、平成30年度は毎月第2土曜日、平成31年度からは毎月第2・4土曜日の現場閉所を促すこととしている。

#### (一社) 全国建設業協会における取組 (例)

- 働き方改革行動憲章を具体的に推進するため『休日 月1+ (ツキイプラス)』運動を実施し、会員各企業において、平成30年度以降、建設業への長時間労働の罰則規定の適用を待つことなく4週8休を確保することを最終目標に掲げている。平成29年度に休日確保された実績に対し、現場休工や業務のやり繰りにより従業員へ休日を付与し、毎月プラス1日の休日確保を目標とする。なお、最終目標とする4週8休が確保された各企業においては、自ら「4週8休実現企業」として宣言することとしている。ただし、災害復旧・除雪等の緊急現場を除く。

# (案)

## 休日確保に向けた民間発注者の取組 (例)

○一部の民間工事においては、建設工事に従事する者の休日の確保に向け、発注者として、4週8休を想定した必要日数の算定をはじめ、月1三連休の実施、受注者の自由提案に基づく工期の設定などの取組を実施。

なお、工事の特性によっては、必ずしも土日祝日や日中の作業が望ましくないものもあることに留意する。

※年始やGW、夏休み等の交通集中期間において工事規制が生じる道路工事や、山間部や遠方で作業を実施する電力工事、異常時対応、緊急工事や駅構内工事における旅客への安全配慮が必要な鉄道工事など、必ずしも4週8閉所等が適当とは限らない工事が存在することに留意。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24

### (3) イベント

工期の設定・見積りに当たっては、下記事項により、通常に比して長い工期を設定する必要があることを考慮した工期を設定する。

- ・ 年末年始、夏季休暇、ゴールデンウィーク、地元の催事等に合わせた特別休暇・不稼働日
- ・ 駅伝やお祭り等、交通規制がかかる時期
- ・ 農業用水等の落水時期 (月・日)
- ・ 海、河川魚類等の産卵時期・期間
- ・ 生息動植物 (猛禽類や絶滅危惧種など) への配慮
- ・ 夜間作業を伴う工事における騒音規制等への対応と労務確保

### (4) 制約条件

工期の設定・見積りに当たっては、下記の地形的制約等が生じる点を考慮し、工期を設定する。

- ・ 鉄道近接、航空制限などの立地に係る制約条件
- ・ 車両の山積制限や搬出入時間の制限
- ・ スクールゾーンにおける搬入出時間の制限
- ・ 道路の荷重制限
- ・ 周辺への振動、騒音、粉塵、工事車両の通行量等に配慮した作業や搬入時間の制限

(例: オフィス街での作業抑制、住宅地域での夜間作業制約施工地域におけるタワークレーンの稼働範囲及び稼働時間の制限)

## (案)

### 1 (5) 契約方式

2 工期の設定・見積りに当たっては、契約方式によって、受注者の工期設定  
3 への関与、工期・工程の管理方法等が異なることを考慮する。

#### 4 5 ・ 設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与

6 設計・施工一括方式など、契約方式によっては、受注者（候補者含む）が  
7 施工段階より前に工期設定に関与する場合があります、この場合は、受注者の知  
8 見を設計図書等に反映し、受発注者双方の協議・合意の上で、施工段階の適  
9 正な工期を確保していくことが重要である。

10 他方、民間工事において、設計・施工分離方式など、受注者が設計段階で  
11 工期設定に関与しない場合には、建設工事の請負契約の締結に際して、受発  
12 注者双方の協議・合意の上で、工期を決定しなければならない。なお、協議  
13 によって、発注者が指定・希望する工期よりも工期が長くなると判断される  
14 場合には、その結果を契約条件に反映しなければならない。

#### 15 16 ・ 分離発注

17 建設工事は、ある請負業者へ一括発注し、元請負人が工事の施工につき調  
18 整を行う場合が一般的である。一方、工事種別ごとに専門工事業者に分離し  
19 て発注する場合もあるが、その場合は発注者が、分離発注した個々の工事の  
20 調整を行い、適正な工期を設定すると共に、前工程の遅れによる後工程への  
21 しわ寄せの防止に関する取組等を行う必要がある。

22 公共工事における設備工事等に係る分離発注については、入札契約適正  
23 化指針において、発注者の意向が直接反映され施工の責任や工事に係るコス  
24 トの明確化が図られる等当該分離発注が合理的と認められる場合において、  
25 工事の性質又は種別、発注者の体制、全体の工事のコスト等を考慮し、専門  
26 工事業者の育成に資することも踏まえつつ、その活用に努めることとされて  
27 いる。また、建築工事における躯体工事と設備工事など、分離発注により、  
28 施工上密接に関連する複数の工事がある場合においては、公共工事標準請負  
29 契約約款第2条や民間建設工事標準請負契約約款（甲）第3条において、工  
30 期の遅れ等により他の工事に影響が及ぶなど、必要があるときは、発注者は、  
31 双方の工事の施工につき調整を行い、受注者は、発注者の調整に従い、他の  
32 工事の円滑な施工に協力しなければならないこととされている。

### 33 34 (6) 関係者との調整

35 工事に着工する前に関係者との調整を完了させることが望ましいが、やむ  
36 を得ず着工と同時並行的に進行する場合は、下記に列挙する時間を考慮した

## (案)

1 工期を設定する。

- 2 ・ 工事の前に実施する計画の説明会のほか、工事中における地元住民や地  
3 元団体（漁業組合など）からの理解を得るために要する期間。
- 4 ・ 電力・ガス事業者などの占用企業者等との協議調整に要する時間。
- 5 ・ 関係者との調整が未完了の場合（例：用地未買収のまま工事を発注する  
6 等）、特記仕様書等への協議内容や完了予定時期等について記載。
- 7 ・ 設計図の精度（齟齬）や図渡時期の遅れによる工期の調整期間。
- 8 ・ 発注者のテナントの要望による着工後の設計変更（予想される箇所の図  
9 面の未決定、図面承認後の変更）に伴う工期変更。

### 11 (7) 行政への申請

12 建設工事においては、行政に対して種々の申請が必要となるため、工期を  
13 見積り・設定するに当たってはその申請に要する時間を考慮しなくてはなら  
14 ない。やむを得ず着工と同時並行的に進行する場合は、下記に列挙する時間  
15 を考慮した工期を設定する。

- 16 ・ 新技術や特許工法を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時  
17 間。
- 18 ・ 一定の重量・寸法（一般的制限値）を超える車両が道路を通行する場  
19 合、トラック事業者は道路管理者に特車通行許可を受ける必要がある  
20 ため、許可がおりるまでに要する時間。
- 21 ・ 交通管理者（警察）との道路工事等協議・道路使用許可申請に要する  
22 時間に考慮する。搬入路・搬入口・搬入時間の制限によって、工程・  
23 工期の見直しが必要となる場合がある。
- 24 ・ 建築確認や開発許可が下りるまで工事に着手できない点に考慮する。
- 25 ・ 労働安全衛生法第88条に基づく建設工事の届け出等に要する時間。

### 27 (8) 労働・安全衛生

28 建設工事に当たっては、労働安全衛生法等関係法令を遵守し、労働者の安  
29 全を確保するための十分な工期を設定することで、施工の安全性を確保する  
30 とともに、社会保険の法定福利費や安全衛生経費を確保することが必要であ  
31 り、契約締結に当たっては、安全及び健康の確保に必要な期間やこれらの経  
32 費が適切に確保されることが必要である。

33 労働者が現場で安心して働くためには、技能者それぞれの技能に応じて適  
34 切な処遇を通じ、若年層を含めた熟練技能者がやりがいをもって施工をする  
35 ことが重要である。

36 そのため、公共工事設計労務単価の上昇を現場の技能労働者の賃金水準の

## (案)

1 上昇という好循環に繋げ、また、技能と経験を「見える化」する建設キャリア  
2 アップシステムの活用、社会保険や建設業退職金共済への加入を促進する  
3 ことが重要である。

### 4 5 (9) 工期変更

6 請負契約の締結に当たっては、受発注者双方で協議を行い、工期の設定理  
7 由を含め契約内容を十分に確認したうえで工期を設定すると共に、施工中も  
8 工期変更が生じないように、下請工事を含め、工事の全体調整を行うことが重  
9 要である。

10 しかし、確認申請の遅れ、追加工事、設計変更、工程遅延等が発生し、当  
11 初契約時の工期で施工ができない場合は、工期の延長等を含め、適切に契約  
12 条件の変更等を受発注者間で協議して合意することが重要である。

13 その際、クリティカルパス等を考慮し、追加工事や設計変更等による工事  
14 内容の変更等を申し出ることができる期限をあらかじめ受発注者間で設定  
15 することが考えられる。設計図書と実際の現場の状態が一致しない場合や、  
16 発注者が行うべき関係者との調整等により着手時期の影響を受けた場合、天  
17 災等の不可抗力の影響を受けた場合、資材・労務の需給環境の変化その他の  
18 事由により作業不能日数が想定外に増加した場合など、予定された工期で工  
19 事を完了することが困難と認められるときには、受発注者双方協議の上で、  
20 適切に工期の変更を行うものとする。なお、工期変更の理由としては、発注  
21 者の責に帰すべきもの、受注者の責に帰すべきもの、不可抗力のように受発  
22 注者の責に帰すことができないものがあり、双方対等の立場で変更理由を明  
23 らかにしつつ受発注者で協議する必要がある。

24 工期変更等に伴い工期が延長となる場合や、工程遅延等が生じたにも関わ  
25 らず工期延長ができず、後工程の作業が短期間での実施を余儀なくされる等  
26 の場合は、受発注者間で協議を行った上で、必要となる請負代金の額（リ  
27 ス料の延長費用、短期間施工に伴う人件費、職員経費、施工機械の損料等）  
28 の変更等、適切な変更契約を締結する。

29 (※) 受発注者間で契約条件の変更等をした場合には、その結果を適切に元下間の契約  
30 に反映させなければならない。

### 31 32 (10) その他

33 (1) ～ (9) に挙げる要素の他に、下記に考慮して工期を設定する。

- 34 ・ 他の工事の開始/終了時期により、当該工事の施工時期や全体工期等に  
35 影響が生じうる場合はそれらを考慮して工期を設定する。
- 36 ・ 施工時期や施工時間、施工工法等の制限がある場合はそれらを考慮して



## (案)

1 工期を設定する。

2 (例) 平日の通行量が多い時間帯を避ける必要のある道路補修工事や、  
3 ダイヤの多い日中を避ける必要のある鉄道線路工事

4 ・ 文化財包摂地である場合、調査時間について考慮する。

5 ・ 工期を設定するに当たっては、工事の内容や特性等を踏まえ、必要に  
6 応じて、受発注者は日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プロ  
7 グラム」や国土交通省の「工期設定支援システム」、「直轄土木の適正  
8 な工期設定指針（国土交通省大臣官房技術調査課（令和2年3月）」、  
9 「公共建築工事における工期設定の基本的考え方（中央官庁営繕担当  
10 課長連絡調整会議 全国営繕主管課長会議（平成30年2月）」などを  
11 参考とする。なお、本基準以外のプログラムやシステム等も適宜更新  
12 されることを踏まえ、最新のものを参考とする。

13 ・ 公共工事においては発注者が発注時に参考資料として概略工程表を提  
14 示し、受注者と工期の設定の考え方を共有する取組が行われていると  
15 ころであり、工期の設定に当たっては、公共工事、民間工事を問わ  
16 ず、このような受注者側に配慮した取組にも留意する。

# (案)

## 1 第3章 工程別に考慮すべき事項

2  
3 工期は大きく分けて、準備・施工・後片付けの3段階に分けられ、工期設  
4 定に当たって、準備段階では資材調達・人材確保等に要する時間、施工段階  
5 では工程ごとの特徴や工程ごとの適切な進捗管理等、後片付けでは清掃に必  
6 要になる時間等を考慮して適正な工期を設定する必要がある。

### 7 8 (1) 準備

#### 9 (i) 資機材調達・人材確保

10 資機材の流通状況を踏まえ、必要に応じて、資材の調達に要する時間や性  
11 質(例:コンクリートは、日平均気温によって養生期間が異なる)も考慮し  
12 た工期を設定する。なお、資材が発注仕様を満たない場合は工事遅延の要因  
13 となるので、資材業者と綿密に調整が必要となる。また、職種・地域によっ  
14 ては特定の人材が不足する可能性があることに考慮し、必要に応じて、人材の  
15 確保に要する時間を考慮した工期を設定するとともに、地域外からの労働者  
16 確保に係る経費について、元下間で協議する。

#### 17 18 <建設資材の調達に時間を要する例>

##### ○高力ボルトについて

平成30年8月以来、建設業関係者等から高力ボルトひっ迫の声があり、同年11月に『第1回高力ボルトの需給動向等に関するアンケート調査』を実施、結果公表。3回にわたる調査の結果、高力ボルトの需給ひっ迫の要因は、実需の増加ではなく、市場の混乱に基づく仮需要の一時的な増加によるものと推定。平成31年3月の第2回調査から令和元年9月の第3回調査の間、高力ボルトの納期は6.0~7.8ヵ月から4.7~6.5ヵ月に短縮し、需給動向は『ひっ迫』から『ややひっ迫』に改善したものの、その間は高力ボルトの調達には平時より時間を要した。

## (案)

### <参考>

交通誘導員については、その確保が重要である一方、地震や豪雨災害等の被災地をはじめとする一部の地域においては、交通誘導員の逼迫等に伴い、その確保が困難となり、円滑な施工に支障を来しているとの事態も見受けられている。そのため、交通誘導員を確保するために要する時間も考慮する。

交通誘導員の円滑な確保について（総行行第 131 号 国土入企第 2 号 平成 29 年 6 月 8 日）（抄）

#### 1. 交通誘導に係る費用の適切な積算

交通誘導員を含め地域外から労働者を確保する場合や市場価格の高騰が予想される場合等において、これに伴う費用の増加への対応については、「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」（平成 25 年 3 月 8 日付総行行第 43 号・国土入企第 34 号）において通知した「平成 24 年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について」（平成 25 年 2 月 6 日付国技建第 7 号）を参考にするとともに、交通誘導員の労務費についても、標準積算と市場価格との間に乖離が想定される場合には、必要に応じて見積を活用するなど適切な対応を図ること。

#### 2. 適切な工期設定や施工時期等の平準化

工期の設定についても、工事の性格、地域の実情、自然条件、労働者の休日等による不稼働日等を踏まえ、工事施工に必要な日数を確保するよう要請してきたところ、これを徹底するとともに、交通誘導員の確保が困難といった事由等がある場合は、受注者からの工期延長の請求に関して適切な対応を図ること。

#### 3. 関係者間による交通誘導員対策協議会の設置等

交通誘導員の確保対策については、地域ごとに交通誘導員の需給状況や配置要件等が異なっており、地域の実情に応じた検討がなされる必要があるところ、建設工事の受発注者や建設業関係団体のみでなく、警備業者やその関係団体、警察当局等とも連携して対応することが効果的である。

このため、必要に応じ、都道府県単位で関係者協議会を設置すること等により、(1)により交通誘導員の確保に関する対応策等について検討を行い、適切に共通仕様書等への反映を図ること。

また、現行の警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）等の解釈については、(2)を参照されたい。

## (案)

### (1) 協議会等で想定される検討内容の例

#### ○ 交通誘導員の需給状況の認識共有

- ・ 今後の発注見通しを踏まえた、地域ごとの過不足状況に関するきめ細かな把握

#### ○ 交通誘導員の不足が顕在化又は懸念される場合の対策

- ・ 受注者がいわゆる自家警備を行う場合の条件整理
- ・ 受発注者が交通誘導員や工事用信号機等の保安施設の配置計画を検討する際に留意すべき情報の共有

### (2) 警備業法上、警備業者が指定路線<sup>1</sup>における交通誘導警備業務を行う場合は、交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を、交通誘導警備業務を行う場所ごとに1人以上配置する必要がある一方、指定外路線の場合は警備業者の警備員であれば足りる。

また、指定・指定外の路線を問わず、元請建設企業の社員によるいわゆる自家警備は可能である。

なお、警備業法上、同一の施工現場であっても、それぞれの交通誘導警備員の雇用主である警備会社ごとに区域等で分担することにより、警備業務に係る指揮命令システムの独立性が確保された適正な請負業務であれば、複数の警備会社に請け負わせていても差し支えない。

交通誘導員の円滑な確保について（補足）（事務連絡 平成29年9月22日）（抄）

#### 1. 本通知の趣旨について

本通知は、被災地等の一部地域において交通誘導員のひっ迫等に伴いその十分な確保が困難となり、公共工事の円滑な施工に支障を来しているとの実態も見受けられたことから、こうした状況を踏まえ、復旧工事をはじめとする公共工事の円滑な施工を確保するために発出したものである。

交通誘導業務を含む建設工事の安全確保については、適切に行われなければ、建設工事に従事する者のみならず、一般の歩行者や車両等の第三者に危害を与える恐れがあることから、交通誘導員の確保対策等を検討するに当たっては、安全の確保の重要性について十分に留意されたい。

## (案)

### 2. 本通知3(1)について

本通知3(1)中、交通誘導員対策協議会等で想定される検討内容の例として「交通誘導員の需給状況の認識共有」を挙げているが、これには、本通知の「1. 交通誘導に係る費用の適切な積算」や「2. 適切な工期設定や施工時期等の平準化」等に関して、協議会等において必要な情報共有や検討を行うことも含まれるものである。

また、交通誘導員の不足が顕在化又は懸念される場合の対策の例の一つとして挙げている「受注者がいわゆる自家警備を行う場合の条件整理」については、地域の実情に応じて検討されるものではあるが、警備業者が交通誘導員不足により交通誘導警備業務を受注することができない場合であって工事の安全上支障がない場合に限るなどといった、やむを得ない場合における安全性を確保した運用を想定しているところである。

いわゆる自家警備の配置を検討する場合には、警備業者やその関係団体、警察当局等とも連携のうえで、交通誘導業務を含む建設工事の安全が十分に確保されるよう、現場条件や資格要件等の配置条件の整理を行われたい。

### 3. 本通知3(2)について

本通知3(2)中、いわゆる自家警備について警備業法等の解釈を示した箇所については、協議会等において条件整理を検討する際、解釈に疑義が生じないよう確認的に示したものであり、2. で述べたとおり、いわゆる自家警備を奨励する趣旨のものではないことに十分留意されたい。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16

#### (ii) 資機材の管理や周辺設備

特に民間工事においては、工事に必要な資機材の保管場所や作業場所の条件等、下記の点を考慮して工期を設定する。

- ・ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要な場合や、支給材料及び貸与品がある場合は、その場所の設置や物品の引き渡し等に要する期間
- ・ 現場事務所の設置、駐車場の確保、宿泊施設の手配等に要する時間
- ・ 資機材の搬入口の制限による作業効率低下、狭隘な施工場所における割り当て人員/チームの制限

#### (iii) その他

資機材や人員の確保、周辺設備の他に、下記点を考慮した工期を設定する。

- ・ 施工計画の作成に要する時間
- ・ 工事着手前に試掘調査、土質調査を実施し、当該調査結果を踏まえ、工種や工事数量を決定し、設計図書を照査するため、調査及び照査に要する時間

## (案)

- 1     ・ 工事着手前に要する、家屋調査・家屋保証協議及び埋設物管理者との調
- 2       調整時間
- 3     ・ 設計時の条件と現地の状況が大きく異なる場合、仮設計画（搬入、揚重
- 4       計画等）の変更に係る時間
- 5     ・ 既存建物の解体跡地での即立替え計画においては、地盤の補強等に要す
- 6       る時間
- 7     ・ 当該工事で適用される環境法令の調査時間

### 9     (2) 施工

10       施工段階において、各工程において考慮すべき事項を以下に記載する。な

11       お、施工中の準備期間（施工中の工種が変わる際に、労働力や資機材等の確

12       保のために準備期間が必要になる）に要する時間も必要に応じて考慮して工

13       期を設定する。

#### 15    (i) 基礎工事

##### 16    ✓ 杭

- 17       ・ 建物構造や土質だけでなく、大型工事機械の搬入出、鉄筋籠の搬入にも工
- 18       法・工期が影響
- 19       ・ ボーリングデータが少ない場合に想定外の支持層の変化により、杭の長
- 20       さ変更が発生し、材料の納期が間に合わないことが発生
- 21       ・ 想定外の土質・土壌汚染・地下水・地中障害物（設計図や土地調査に記載
- 22       されていない杭・山留・配管配線等）が発見された場合は、調査・工法検
- 23       討・見積作成・発注者承認・官庁許可申請等が必要となり、工期遅延の要因

##### 25    ✓ 山留

- 26       ・ 建物構造や土質だけでなく、大型工事機械の搬入出、鋼材の搬入にも工
- 27       法・工期が影響
- 28       ・ 想定外の土質・土壌汚染・地下水・地中障害物（設計図や土地調査に記載
- 29       されていない杭・山留・配管配線等）が発見された場合は、調査・工法検
- 30       討・見積作成・発注者承認・官庁許可申請等が必要となり、工期遅延の要因

##### 32    ✓ 根切

- 33       ・ 想定外の土質・土壌汚染・地下水・地中障害物（設計図や土地調査に記載
- 34       されていない杭・山留・配管配線等）が発見された場合は、調査・工法検
- 35       討・見積作成・発注者承認・官庁許可申請等が必要となり、工期遅延の要因

## (案)

- 1      ✓    切梁・構台  
2  
3      ✓    掘削土の搬出  
4      ・ 掘削土の処理場までの往復時間で、1日当たりで利用できる車両台数が  
5      限定  
6  
7      (ii) 躯体工事  
8      ✓    構法  
9      ・ 構法の決定は、建物用途や規模、構造などから決められるが、躯体工等施  
10     工要員や製造時期等で判断する場合もあるため、鳶工、鉄筋工、型枠大工  
11     等の確保、生コンクリートの工場・1日当たりの運搬車両台数等  
12     ・ 躯体工不足に伴う鉄骨への変更、鉄骨製作者の業務状況によりRC造に  
13     変更する際に要する時間  
14  
15     ✓    鉄骨  
16     ・ 鉄骨材の搬入（長さ、運搬車両台数）、鉄骨発注から納入までの期間  
17  
18     ✓    柱・外壁  
19     ・ 想定外装を海外購買した際、天候による船便の遅れや現地の労務環境の  
20     変化による製作期間の遅れが生じる場合がある  
21  
22     ✓    各部材の継手の仕様  
23  
24     ✓    型枠・鉄筋・コンクリートなどの主要資材の躯体数量  
25  
26     ✓    屋上工作物  
27  
28     ✓    超高層や大空間建築といった特殊建物  
29  
30     (iii) 設備工事  
31     ✓    荷揚げ設備による制約（クレーン、エレベーター、リフト、構台）やサ  
32     ッシ・建具の取り付けの遅れ  
33  
34     ✓    階高・天井高さに応じた足場計画  
35  
36     ✓    総合図をはじめとする他工事との調整・合意期間

## (案)

- 1
- 2 ✓ 前工事との関係による設備工事着手可能日
- 3
- 4 ✓ 受電日以降の設備の総合試運転調整に必要な期間
- 5
- 6 (iv) 機器製作期間・搬入時期
- 7 ・ 特に大型機器の製作や搬入に要する時間
- 8 (例) 発電機のオイルタンクは建設工事の外構工事に組み込まないと
- 9 工程のしわ寄せにつながる
- 10
- 11 (v) 仕上げ工事
- 12 ✓ 外部仕上
- 13 ・ 接着剤安定のための、いわゆる「平面目あらし」
- 14 ・ 季節ごとの気象条件を加味する必要
- 15 ・ 当初設定仕様（色、部材）の未確定又は着手後変更
- 16
- 17 ✓ 内部仕上
- 18 ・ 外部設置器具を除く設備工事（壁内配管、配線等）等の未完全終了
- 19 ・ 内部であっても季節ごとの気象状況を加味する必要
- 20 ・ 当初設定仕様（色・部材）等の未決定又は着手後変更
- 21
- 22 ✓ 部屋数・階数・用途
- 23 ・ 部屋の間取り、用途の未決定又は変更
- 24 ・ 内装備品等の未決定
- 25
- 26 ✓ 制作・準備期間
- 27 ・ 工場加工生産資材の発注から搬入までの期間
- 28 ・ 前工程から工事を引き継いだ後、仕上げ各行程に入るまでに、前工程に対
- 29 する相当の養生期間（施工面の乾燥具合、清掃状況等）が必要
- 30 [タイル・れんが・ブロック工事業]
- 31 ・ 前工程における養生期間（タイル下地面、モルタル張り等）を十分に確保
- 32 する必要しなければ品質に影響を及ぼすため、前工程から養生期間を含
- 33 めた工期設定が必要。施工段階においては、季節や工期中の天候によつて
- 34 は接着力や塗料・接着剤等の乾燥に影響を与えるため、施工の中止や、塗
- 35 料、接着剤等の乾燥にかかる時間が異なることを考慮。



## (案)

### 1 [塗装工事業]

- 2 ・ 雨天時の湿度の影響や冬季における塗料の乾燥に要する時間を考慮。

### 3 [とび・土工事業]

- 4 ・ クレーン車等大型車両を遠方から現場に運転する際に要する時間や、建設現場組立解体作業に要する時間

- 7 ✓ 搬出入車両の車両重量等の制約

- 9 ✓ 検査・内覧会日数

- 11 ✓ 階高・天井高さに応じた足場計画

### 13 (vi) 前面及び周辺道路条件の影響

14 現場前面道路及び主要道路から現場までの道路条件（幅員、重量制限、通行方向、通学路、商店街、進入時間制限、通行台数制限、前面歩道の切り下げ・補強（寒冷地ではロードヒーティング設置で切り下げ条件が異なる）、バス停、街路樹等々工事の車両進入に制限があると、工事の作業効率が低下するので、事前現地調査、道路管理者・警察との事前協議が必要である。

20 (※) 土木工事における考慮事項は、工種等を踏まえつつ追加をしていく

### 22 (vii) その他

23 上記（i）～（vi）以外にも、下記点を考慮して工期を設定する。

- 24 ・ 全体の工期のしわ寄せが後工程（例：設備工事、仕上工事）に生じないように、特に民間工事においては、受注者が各工程で適切に進捗管理をする必要がある（例：設備の試運転調整試験は設備の機能試験）。また、もの決め（施工図・製作図・仕様の決定）の遅延は、労務及び工場製作の山積みに多大な影響を及ぼすことがあるので、十分な注意が必要である。なお、工程の遅れが工期全体に影響を与える場合には、その原因を明らかにしつつ、第2章9節（工期変更）に基づいて対応
- 31 ・ 建設発生土の処理に要する時間や、建設発生土受入地の要件に対する試験を行う期間
- 33 ・ 建設副産物の現場内再利用及び減量化に要する時間や、建設廃棄物等の処理等に要する時間
- 35 ・ アスベスト対応（届出・前処理・除去作業・事後処理）に要する時間
- 36 ・ 新築元請工事においては、受電の時期及び設備の総合試運転調整に必要

## (案)

1 な期間を考慮し、適切に概成工期を設定することが望ましい。

- 2 ・ 解体工事・改修工事等において対象建物が使用されているため事前調査
- 3 が不十分な場合があり、追加調査・申請等の期間が必要となることがあ
- 4 る
- 5 ・ 本工事にの着手前に要する家屋の事前調査の時間、及び本工事完了後に
- 6 要する家屋の事後調査の時間

### 7 8 (3) 後片付け

9 施工終了後においても、下記に記載する作業が生じる点を考慮し、工期を  
10 設定する。

【参考】国土交通省発注の土木工事においては、20 日間を最低限必要な「後片付け期間」とし、工事規模や地域の状況に応じて期間を設定。

#### 11 (i) 完了検査

12 完了検査（自主・消防・官公庁・建築確認審査機関・発注者・エンドユー  
13 ザー）に要する時間の確保が必須である。特に、建物の規模や季節（年末年  
14 始）により、第三者検査は、相当の期間を見込んでおかなければならない。

#### 15 16 (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間

17 工事完了後、竣工検査・引き渡し前の後片付け、清掃は、受注者（施工者）  
18 の責務で、指摘事項の是正・手直し等も含め相当期間が必要である。

19 また、施工後の施工後の初期点検等に要する時間も考慮しなくてはならな  
20 い。

#### 21 22 (iii) 原型復旧条件

23 特に施工ヤードに農地や宅地を借地した場合は、埋戻し・敷均し・復旧に  
24 加え、原形復旧までの期日を要する点に考慮する。

#### 25 26 <参考>

#### 27 国土交通省直轄工事における準備・後片付け期間について

28 準備に要する期間は、主たる工種区分毎に以下に示す準備・後片付け期間  
29 を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて設定する。（通年  
30 維持工事は除く）

## (案)

工種区分	準備期間		後片付け期間	
	従前の設定	現在の設定 (最低必要日数)	従前の設定	現在の設定 (最低必要日数)
河川工事	30～40 日	40 日	15～30 日	20日
河川・道路構造物工事	30～50 日	40 日	15～30 日	
海岸工事	30～40 日	40 日	15～30 日	
道路改良工事	30～50 日	40 日	15～20 日	
共同溝等工事	30～70 日	80 日	15～20 日	
トンネル工事	30～90 日	80 日	15～30 日	
砂防・地すべり等工事	15～40 日	30 日	15～30 日	
鋼橋架設工事	30～150 日	90 日	15～20 日	
PC橋工事	30～90 日	70 日	15～20 日	
橋梁保全工事	30～50 日	60 日	15～20 日	
舗装工事(新設工事)	30～50 日	50 日	15～20 日	
舗装工事(修繕工事)	30～40 日	60 日	15～20 日	
道路維持工事	30～50 日	50 日	15～20 日	
河川維持工事	30～50 日	30 日	15～30 日	
電線共同溝工事	30～50 日	90 日	15～20 日	

1

# (案)

## 1 第4章 分野別に考慮すべき事項

### 3 (1) 住宅・不動産分野

4 住宅やオフィスビルなどの不動産開発においては、工事請負契約を締結す  
5 るに当たって、受注者が、発注者の希望等に配慮しつつ適正な工期を提案し、  
6 それを発注者が確認し、双方合意するのが一般的である。

7 マンション工事においては就学時期等の居住者の事情、商業施設の工事  
8 においてはテナントの意向など、エンドユーザーの視点が重要であり、それを  
9 基に完成時期が設定される。また、再開発工事においては、まちづくりの方  
10 針への配慮や関係者との調整が必要となる。各工事においては、その完成時  
11 期を見据えて、事業計画段階から、施工段階における適正な工期が確保でき  
12 るようにして、契約日・工事着手の目途を設定することが必要である。

13 発注者としても、建設業の将来の担い手の確保のために働き方改革が重要  
14 であり、そのためには適正な工期の設定が必要であるということ、エンド  
15 ューザーに説明する。そして、売買・賃貸契約時に、災害や不可抗力等によ  
16 り、引き渡し日の変更があり得る点について、必ず理解を求める。その上で、  
17 受注者と協議し、適正な工期を確保した上で工事の契約を行う。

### 19 (i) 新築工事

#### 20 ✓ 施主が定める販売時期や供用開始時期

- 21 ・ 新築住宅：竣工前における一般向けの先行販売
- 22 ・ 建替住宅：居住者の引越し希望時期（仮住まいの発生）
- 23 ・ 賃貸物件：新年度前の2月竣工希望が多数

### 25 (ii) 改修工事

- 26 ✓ 施工不可能な日程及び時間帯等の施工条件と作業効率を考慮。

### 28 (iii) 再発事業

- 29 ✓ 保留床の処分時期
- 30 ✓ 既存店舗の仮移転等に伴う補償期間

### 33 (2) 鉄道分野

#### 34 (i) 新線建設や連続立体交差事業等の工事

- 35 ✓ 新線の開業時期、都市計画事業の認可期間

#### 37 (ii) 線路や駅等の改良工事

- 38 ✓ 列車の運行時間帯の回避

## (案)

- 1           ・ 線路に近接した工事：列車間合での短時間施工
- 2           ・ 軌道や電気等の工事：深夜早朝（最終列車後）での線路閉鎖（※）・
- 3           き電停止を伴う施工
- 4           （※）工事等に伴う列車進入防止のための手続
- 5
- 6           ✓ 列車の遅延等に伴う作業中止/中断
- 7
- 8           ✓ 長大列車間合の設定に伴う鉄道営業への影響（列車の削減等）
- 9
- 10          ✓ 線路閉鎖区間における軌道や電気等の複数工種の工事の輻輳
- 11
- 12          ✓ 酷暑期における軌道作業の一部制限
- 13
- 14          ✓ 駅構内工事における旅客への安全配慮
- 15
- 16          (iii) 線路や構造物等の保守工事
- 17          ✓ 異常時対応や緊急工事を含めた通年対応（現場閉所の困難性）
- 18
- 19          ✓ 日々の施工箇所の変動に伴う制約（保守間合の変動、立入や資機材搬入
- 20           箇所の変動、資機材仮置の困難性等）
- 21
- 22          ✓ 日々の施工終了後での安全確認と即供用の必要性
- 23
- 24          ✓ 酷暑期における軌道作業の一部制限（再掲）
- 25
- 26          (3) 電力分野
- 27           発電設備、送電設備において、工期の見積り・設定するに当たっては、下
- 28           記点に考慮する。
- 29          (i) 発電設備
- 30           発電設備の工事では、電気機械設備の使用開始日（発電開始日）をターゲ
- 31           ットとして、以下の事項等を考慮の上、土木・建築工事も含めた全体工事の
- 32           工程を設定する。
- 33          ✓ 工事進捗に応じた各設備間の引き渡し時期
- 34
- 35          ✓ 河川工事においては、非出水期での施工
- 36
- 37          ✓ 環境面を配慮した施工

## (案)

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32

### (ii) 送電設備

送電線工事では、新規需要家の供給希望日や発電事業者の連携希望日、並びに既設送電線の停電可能時期などから設備の使用開始日を設定し、以下の事項等を考慮の上、全体工事の工程を設定する。

- ✓ 現場に応じた物輸計画
- ✓ 天候による作業工程変更要素
- ✓ 線路停止作業日程
- ✓ 鉄塔/電線での特殊作業員の確保人数

### (4) ガス分野

#### (i) 新設工事

- ✓ ガス製造施設
  - ・ 機械設備の据付時期を中心とした工程の組み立て
  - ・ 冬のガス高需要期間での施工回避
- ✓ ガス供給施設
  - ・ 新規需要家のガス供給開始の希望時期・上下水、電力、通信など、他企業との管路の地下埋設時期や工程の調整

#### (ii) 改修工事

- ✓ ガス製造施設
  - ・ 冬のガス高需要期間での施工回避
  - ・ 既存の製造設備等への配管やつなぎ込み
  - ・ LNG 船受入等の基地運用上の制約条件
- ✓ ガス供給施設
  - ・ 道路掘削等が必要な場合の道路占用が可能な期間
  - ・ 経年導管の中長期的な入替計画

## (案)

### 1 第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について（事例集）

2  
3 国土交通省では、平成30年度に、業界団体等の協力のもと、住宅・不動産、  
4 鉄道、電力、ガスの4分野における、週休2日達成に向けた取組の好事例集を作  
5 成してきたところである。

6 [https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000178.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000178.html)

7 本事例集においては、工事の種類や規模、施工条件週休2日に向けた取組目標  
8 や取組内容（受発注者双方の取組）、取組の利点、留意すべき課題について調査  
9 しているところ、令和2年度は上記4分野を拡充するとともに、工場、病院につ  
10 いて新規調査を実施した。

11 本調査では、完成済・施工中の4週6～8休/閉所工事において、受発注者双  
12 方が働き方改革・生産性向上に向けて取り組んでいる、働き方改革に向けた意識  
13 改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの  
14 活用等について、他の工事現場の参考となるものを優良事例として整理したの  
15 で、こうした取組を参考にしつつ、適正な工期設定等に取り組まれない。なお、  
16 工事の規模・特性に照らし、必ずしも全ての工事に当てはまる訳ではない点に留  
17 意されたい。

#### 19 **事例集**

##### 20 <働き方改革に向けた意識改革>

- 21 ・ 経費割増により日当が増額になっているものの、現場作業従事者の中には給  
22 料が減るため土曜日も作業したいとの意見もあったが、4週6休の取組の趣  
23 旨を理解してもらう。[発注者]
- 24 ・ PFI事業であり、発注者（市）は近隣周辺への環境負荷を低減したい意向  
25 があったことから、積極的に現場閉所を推進。[発注者]
- 26 ・ 仮設物の設置期間が長いことや、補修箇所を明確にするためのテープを貼り  
27 続ける期間があったことから、工事の期間が長いという印象をお客様に与え  
28 てしまったため、仮設物が必要な理由を頂戴した意見毎に対応。[発注者・鉄道]
- 29 ・ 現場作業に対する責任感及び協調性を高め、効率化に向けた提案や作業の効  
30 率化UPにもつながる活動として、社内で賞を創設し、現場作業従事者を表  
31 彰する取組を実施した。[受注者]
- 32 ・ 作業環境の充実を図ることで、現場作業員の意識向上（様々な横断幕「建設  
33 業週休2日」等の設置）、労務負担軽減（休憩所や現場出入口の設備充実）  
34 を行い、施工効率を向上。[受注者]
- 35 ・ 現場事務所に横断幕を設置し「4週8休推進現場」を関係者へ周知。[受注者]

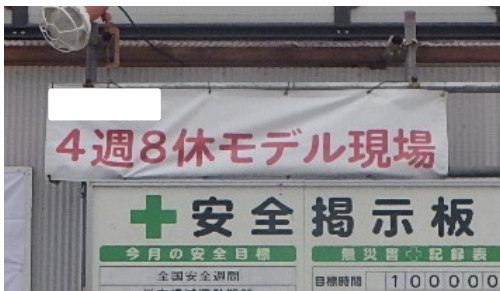
(案)



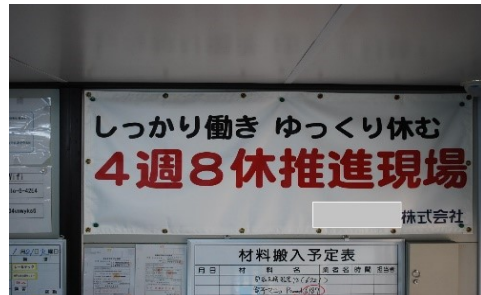
横断幕による意識の向上



休憩所の充実



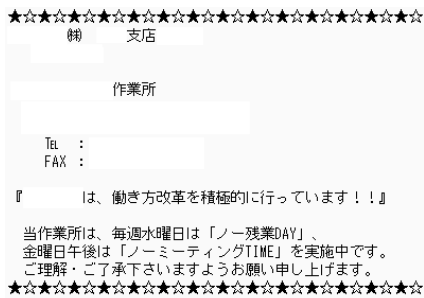
モデル現場の横断幕



事務所内明示

1  
2  
3  
4  
5

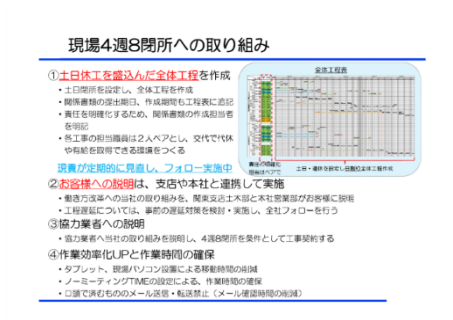
- ・ ノーミーティングTIMEを金曜日午後を設定し、客先や所内の打合せをなくしたことにより、翌週の作業内容の確認や段取を考える時間に充てることができ、また金曜日の退社時間も早くなった。当作業所の職員全員のメール署名欄に記載、また工程表備考欄にも記載し、周知を実施。[受注者]



周知用のメール署名欄

6  
7  
8  
9  
10  
11

- ・ 4週8閉所の取組が受注者の土木工事だけであり、機械設備・電気・計装工事は4週4閉所のままであるため、受注者（一次下請）側で工事竣工までの日割り工程を作成し、4週8閉所にしても工事工程に影響がないことを発注者（元請）に説明し、納得いただいた。[受注者]



社内用の説明資料





(案)

This is a detailed vacation schedule table for the fiscal year 2019. It is organized into a grid with columns for months (April to March) and rows for individual employees. Each cell in the grid is color-coded to represent different types of leave: red for annual leave, blue for special leave, green for family leave, and yellow for other types of leave. The table includes a header with employee names and a summary of total leave days for each employee.

休暇取得予定表

This is a Gantt chart-style construction schedule table. It shows the duration of various construction tasks across a timeline from April to March. The tasks are listed on the left, and their start and end dates are indicated by horizontal bars. The chart is divided into sections for different phases of the project, such as site preparation, foundation work, and interior construction.

工事工程表

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20

＜事務作業の効率化＞

- ・ 検査項目や提出書類・検査手法等を再検討し、過剰な書類等を排除。[発注者]
- ・ 工事施工管理資料および工事検査資料は極力、電子メールでのデータ提出を可能とし、元請けの負担を減らした（施工写真などデータ容量が大きい場合は書類での提出）。電子メールとすることで、週1～2回は往復60分の移動の負担を軽減。[発注者]
- ・ 発注者側の作業管理者が繰り返し現場に足を運び、受注者の声を聴き、必要に応じて関係部署と調整し、作業を効率化。[発注者]
- ・ 特に山間部での工事が多い電力分野において、現場詰所に発動発電機を設置の上、インターネット環境を整備し、通信環境を確保している（現場詰所～受注者事務所の移動・片道45分程度の軽減）。[発注者・電力]
- ・ また、現場詰所雑用水等は、受注者任せとせず、発注者側で負担（延べ20日間程度の業務量が増加）することで、受注者負担を軽減している。[発注者発注者の代行者としてCMR（コンストラクション・マネージャー）を雇い、プロモーションテーブルに沿って、タイムリーに意思決定をしたため、スムーズな製作物の発注・手配が可能となった。[発注者・病院]
- ・ 連絡ツールとしてビジネスチャットを用い、写真・指示・連絡事項の情報共有をタイムリーに行うことで、JV職員、各職長の移動時間を1日1時間程度短縮。[受注者]

# (案)

- 1 閉所予定カレンダー、受発注者間の定期的な工程管理を含めた打合せ [受注者]



作成したカレンダーの例

- 3
- 4 <工事開始前の事前調整>

- 5 数年前から連続する工事であったため、受注者には、前工事の施工中から当該工事の他部署調整等に参加してもらい、全体計画を策定する際に余裕のあるスケジュールとするなど、作業の平準化に努めた。 [発注者]
- 6
- 7
- 8 工事に支障する高架下利用者（駐車場）の移動先等、工事に関係する第三者との調整を密にとることにより、実施する工事をスケジュール通り進められるよう努めた。 [発注者]
- 9
- 10
- 11 工事が円滑に進捗するよう、近隣や行政などへのアプローチを早め実施。月間工程会議で工事竣工までの課題を共有し、工事に影響が出ないように余裕を持って、道路管理者や地権者などとの協議（用地や道路占用協議等）を実施。 [発注者]
- 12
- 13
- 14
- 15 省庁との協議を経て掘削土の土捨て場を近傍に変更し、作業効率を向上させた。 [発注者]
- 16
- 17 都市計画法 37 条の解除申請を行い、開発工事と建築工事を同時に行うことが可能となり、タワークローラー 1 基の揚重計画を 45 t レッカ複数台の揚重計画に変更。（揚重能力が上がり作業効率向上） [受注者・病院]
- 18
- 19

- 20
- 21 <施工上の工夫>

- 22 資機材の搬入・搬出を行うモーターカーの運用に関して、発注者側で他工事と調整することにより、できる限り運搬回数を確保し、本体作業に制約が発生しないよう調整。 [発注者]
- 23
- 24
- 25 施工開始後、①現地の地盤が想定していた地盤よりも硬質であったこと、②新設する覆工に近接する地山形状が設計と異なっており、覆工形状を変更する必要があったことから、事業主体と協議し、工期・工事費を見直すことで無理のない作業工程とした。 [発注者]
- 26
- 27
- 28
- 29 受注者からの提案により、配管の溶接・検査作業について、高速溶接技術や

## (案)

1 デジタルX線検査を新たに導入することで時間短縮を行い、歩掛を向上させ  
2 ている。(ガス事業法上技術基準には規定されていなかったが、経済産業省  
3 において、本検査手法に関する技術適合性の評価が完了した。) [発注者・ガス]  
4



高速溶接技術



デジタルX線検査システム

- 5  
6 ・ R A D I X工法(※)により、土工事基礎型枠の簡素化を実施し、7～10日  
7 の短縮。 [受注者]

8 (※) 根伐～型枠取付け～埋め戻しを1工程で行い、法面養生などを必要とせず、続けて配  
9 筋工事を行う先行埋戻し工法

- 10 ・ 鉄筋工事の配筋をユニット化(※)し、現場での鉄筋組立作業を減らし、3  
11 ～5日の短縮。 [受注者]

12 (※) 柱梁は主筋等組上げたものを現場圧接及び機械式継手単位で搬入し、クレーンにて組  
13 立。壁スラブはスポット溶接したグリット状のユニット筋を現場で組立。

- 14 ・ 工業化工法を採用して躯体の一部をPC化(手摺等)し、また内装工事にお  
15 けるユニット化(押入れ、物入れ等)を実施。コストアップとなるが、品質  
16 向上が期待でき、日程の短縮が可能となった。 [受注者]



押入れ・物入れのユニット化



PCa化の様子

- 17  
18 ・ 工業化工法を採用することで、3階から23階の躯体サイクル工程を7日か  
19 ら6日とすることができ、4週6閉所を確保することができた。 [受注者]

- 20 ・ 柱のRC(在来工法)をPC(プレキャスト)に変更、耐震壁上部在来梁の

## (案)

1 先組ユニット化した上で先行設置し、耐震壁部分の作業時間を削減すること  
2 により躯体サイクル工程を7日から6日に短縮。[受注者]

3 (※) 在来工法に比べて、工業化工法の施工計画の検討に時間を要する。

4 ・ 躯体PC化及び施工手順を見直すことにより、月曜及び祭日を閉所とし、不  
5 足分については一部土曜日を閉所にするのを初期段階で設定し、工程を計  
6 画。これにより、契約時6日サイクルの躯体工程を5日サイクルとし、4週  
7 6閉所相当の年間閉所を実施した。[受注者]

8 ・ 工程のサイクル化・タクト化(※)により、不確定要素を無くした工事工程  
9 を計画し、日々の工程進捗管理を確実に実施。[受注者]

10 (※) 躯体同一形状であるための躯体工事のサイクル化、基準階同一形状のマンショ  
11 ンであるための内装工事のタクト化

12 ・ 5棟のマンションの同時施工であるが、タクトを各棟で均一にずらすこと  
13 により、労務の平準化が可能となったため、現場4週8閉所、作業員4週8休  
14 を設定。[受注者]

15 ・ 足場、梁配筋、スラブ型枠地組により、労務の平準化、クレーンの揚重回数  
16 の減少。[受注者]



地組(足場・型枠・鉄筋)のイメージ

17  
18 ・ 工業化工法(PC部材採用、ALC採用、鉄筋先組)を採用することにより、  
19 躯体工程を短縮(1フロア1日の短縮)。[受注者]

20 ・ 地下・基礎工事に際しては、鉄筋の2線メッシュ構法を採用し、揚重機の有  
21 効活用で施工効率の向上を計り施工日数の6日間の工期短縮を実現。[受注  
22 者]

## (案)

- 1 ・ 地上躯体工事に際しては、当初から外壁PCFおよび一般床HPC化を採用  
2 しており、外周バルコニー部分のHPC化と鉄筋梁地組工法を工場組立に変  
3 更し、現場作業を省力化することで、1フロアー10日サイクルから9日サイ  
4 クルとなり、14日間の短縮が達成される。[受注者]



梁鉄筋工場地組



梁鉄筋地組取付

- 5  
6 ・ 地盤改良工事を基礎底まで掘削した後に行うことで、掘削長を削減し、工期  
7 を5日短縮。[受注者]  
8 ・ キーストン型枠(※)を採用することにより、埋戻しの作業期間を4日短縮。  
9 [受注者]  
10 (※) 基礎と土間の同時施工が可能となり、型枠解体及び埋戻し工程を省略・短縮す  
11 ることができる。  
12 ・ 鉄骨建方重機をクローラークレーンからラフタークレーンに変更すること  
13 で、作業効率が上がり、建方期間を短縮。なお、クレーンは稼働日数が少な  
14 くなるため、特に大きな経費減となった。[受注者]



キーストン型枠



ラフタークレーンによる施工

- 15 ・ 1次解体エリアの変更による仮壁の施工範囲の削減、施工エリアの確保によ  
16 る作業効率の向上により、工期を30日短縮。[受注者]  
17 ・ 免震装置上部基礎の施工手順変更により工期を7日短縮。[受注者]  
18 ・ 高低差がある現場だったので、基礎はスチール型枠を採用し、根切り工事と  
19 埋設工事及び埋戻しを同時進行し工期を短縮した。[受注者]

## (案)

- 1 ・ R C造で敷地一杯の建物だったので、鉄筋の継手を溶接継手として、鉄筋材
- 2 料の種類を少なくし、作業効率を上げた。配筋は工場で組んできたもの（ス
- 3 ポット溶接）搬入し、作業効率を上げた。[受注者]
- 4 ・ 外装はタイル仕上であったため、ウェブフォーム構法を採用し、外装下地工
- 5 事を省き足場上での作業を減らし効率を上げた。[受注者]



ウェブフォーム構法

- 6 ・ 4階躯体工事中に1階の足場を解体できるように工夫し、上階工事完了を待
- 7 たずに1階下屋の鉄骨建方・仕上工事を進められるように工夫。[受注者]
- 8 ・ スラブに工業化工法（FR版）を採用し、施工日数を短縮。[受注者]
- 9 ・ 本設階段を踏面充填鉄骨階段にして先行設置し、安全な昇降階段を確保する
- 10 ことで躯体工事の作業を効率化。[受注者]
- 11 ・ 基礎工事において鉄筋先組、ラス型枠の採用、地上鉄骨工事においてはブド
- 12 ウ棚・外壁胴縁の地組・ユニット化工法により躯体工事工程の短縮を図り、
- 13 4週6休に繋げた。また、モルタル充填式鉄骨階段の採用等も実施。[受注者]
- 14 ・ 転用型枠として鋼製型枠を使用し、型枠組立の作業を簡素化させ、1フロア
- 15 あたり1日の短縮。[受注者]
- 16 ・ 生コン打設に伴う養生期間を休日利用するよう、打設の工程の調整。[受注者・
- 17 鉄道]
- 18 ・ 上床エレメント施工について、当初は、昼間・夜間1班ずつによる「昼夜連
- 19 続作業」を計画していたが、作業員2班と設備類2セットを用意し、夜間に
- 20 エレメント2本をけん引する「夜間2班作業」に変更し、生産性の向上を図
- 21 った。夜間作業のみに変更したことで、昼間は当該作業が休工となり、昼夜
- 22 両方で配置していた工事管理者等を、夜間のみの配置とすることで、工事管
- 23 理者等の昼間の休みを確保。[受注者・鉄道]
- 24
- 25 ・ 配管架台基礎は、タンクヤードの周辺に点在し、支障物もあることから、人
- 26 力作業が主となる箇所が多く、また、他業種との輻輳作業となっており、細
- 27 かな作業間調整が必要。そのため、現場作業を低減し、工程短縮を図ること
- 28 を目的に、基礎をプレキャスト化した。プレキャスト化に当たっては、発注

## (案)

- 1 者と協議し、基礎形状を出来る限り統一化することにより、コストの縮減も  
2 図った結果、約 80 基の基礎をプレキャスト化することにより、8 日程度工  
3 程短縮。[受注者・工場]
- 4 ・サーモグラフィーを用いることで、現場の残火確認時間を大幅に短縮。また、  
5 分電盤の発熱による過電流状況が明確に短時間でチェックすることができ  
6 る。その他路面凍結や、竣工前の漏水チェックなどにも使用可能。[受注者・  
7 工場]

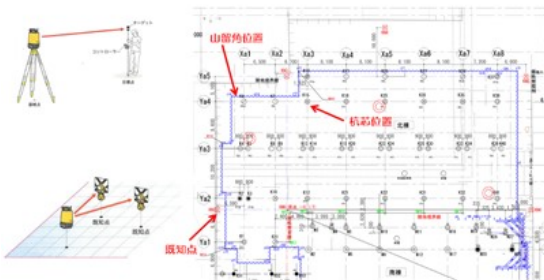


サーモグラフィーの活用

8

### 9 <ICTツールの活用>

- 10 ・杭ナビにより、一人でも位置出しが可能となるため、杭工事の杭芯だしの作  
11 業を実施。また、杭工事以外にも山留め工事、土工事にも利用。これにより、  
12 墨出し工の人工を削減。[受注者]



杭ナビのイメージ

- 13 ・自社ソフトで、配筋検査、安全現場巡視、仕上げ検査等の検査を I-P a d  
14 アプリを使用して行い、1フロアあたり1日の短縮。[受注者]



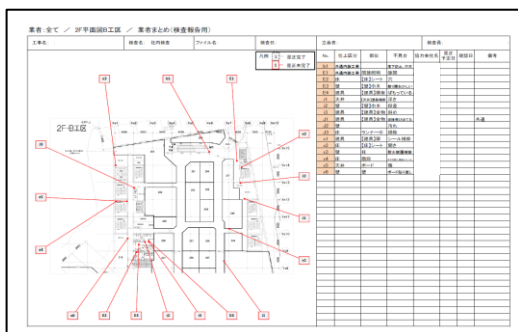
自社ソフトの画面イメージ

- 15 ・配筋検査や写真をまとめるタブレット端末のソフト等を利用し、省力化。[受  
16 注者]



## (案)

- 1 ・ 333 戸の各検査において、タブレット端末のソフトを利用することにより、
- 2 自主検査から是正完了報告書までを一元管理。[受注者]
- 3 ・ 自社検査ソフトを活用することにより、検査表の作成、写真の整理をその場
- 4 で実施、確認。また、検査用の一元管理も可能であり、検査後の書類作成、
- 5 写真管理をなくすことができるため、本工事では、1フロア3人/日係る作
- 6 業を2時間程度で実施することが可能。[受注者]



検査ツールの画面例

- 7 ・ 工事区間が広く、各作業現場への出向に時間がかかるため、ウェアラブルカ
- 8 メラやドローン画像の活用により、トラブル発生時等の発注者への報告を迅
- 9 速かつ正確に実施することで、早期解決を図る。[受注者]



ドローン画像による現場状況確認

- 10 ・ 電子小黑板や日報KYシステムの利用。[受注者]
- 11 ・ WEBカメラを用いた場内排水状況の監視。[受注者]
- 12 ・ ビデオを用いた新規入場者教育の実施。[受注者]
- 13 ・ 自動追尾型光波測距機器の利用。[受注者]
- 14 ・ 携帯電話やタブレット上で最新図面を常に共有。[受注者]



タブレット端末の操作状況

15

## (案)

- 1 ・ バックホウのマシンガイダンスシステムの導入（重機のICT化）により、  
2 測量（丁張やトンボの設置）を行うこと無しに、法面整形や造成盤の仕上げ  
3 を実施。[受注者]
- 4 ・ 施工に用いるBIMモデルを重ね合わせることで、従来の1/4程度の  
5 時間で図面の調整等を実施。特に、シネマ、ライブハウスなどの天井納まり  
6 が難しい部分で、大きな効果を発揮。[受注者]

7

### 8 <その他>

- 9 ・ 現場の朝礼で行うラジオ体操をストレッチに変更、また連絡調整会議や終  
10 礼等では必要最低限の内容とすることにより時短を図り、1日の作業時間  
11 を少しでも長く確保。（従来は朝礼に22～23分程度かかっていたものが、  
12 7～8分程度となり、1日15分、1か月で約330分（5.5時間）の時短）
- 13 ・ 作業員の手待ち等を発生させないよう、作業員を多能工化。
- 14 ・ フロントローディング活動を通じ、着工前の段階で設計者と密に打合せを  
15 行い、初期段階で工期の短縮。

# (案)

## 1 第6章 その他

### 3 (1) 著しく短い工期の疑義がある場合の対応

4 各地方整備局等に建設業に係る法令違反行為の疑義情報を受け付ける駆け  
5 込みホットラインが設置されており、締結された請負契約が、本基準等を踏  
6 まえて著しく短い工期に該当すると考えられる場合は、発注者、元請負人、  
7 下請負人問わず、適宜相談ができる。

8 また、疑義がある場合は建設業法令遵守ガイドラインを適宜参照しつつ対  
9 応をする必要性がある。

### 11 (2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期の設定

12 令和2年5月、すべての都道府県で緊急事態宣言が解除されたが、今後は、  
13 感染拡大の抑止と社会経済活動の維持を両立させる、新たなステージが始ま  
14 るが、他方、緊急事態解除宣言は、一つの通過点であり、今後の感染症拡大  
15 防止に向け、建設業界においては、引き続き「三つの密」対策等を講じてい  
16 くことが必要である。

17 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等  
18 については、手洗いなどの感染予防の徹底に加え、建設現場における「三つの  
19 密」の回避やその影響を緩和するための対策の徹底を図ることが必要である。

20 国土交通省では、「三つの密」回避やその影響を緩和するための対策の徹  
21 底のため、令和2年5月14日にガイドラインを周知したところであり、建  
22 設現場では、朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等にお  
23 ける着替えや詰め所等での食事・休憩等、現場で多人数が集まる場面や密室・  
24 密閉空間における作業等においては、他の作業員とできる限り2メートルを目安  
25 に一定の距離を保つ、入退場時間をずらす等、「三つの密」の回避や影響緩和  
26 に向けた様々な取組や工夫が実践されているところである。

- 27 (例) ・狭い場所や居室の作業では、広さ等に応じて入室人数を制限して実施  
28 ・大部屋の作業においてあらかじめ工程調整等を行ってフロア別に人数を制限  
29 ・十分な広さの作業員宿舍の確保  
30 ・休憩・休息スペースに設置するパーテーション

31 こうした施工中の工事における新型コロナ感染症の拡大防止措置等の取  
32 組を実践するに当たっては、入室制限に伴う作業効率の低下や、作業員の減  
33 少に伴う工期の延長、作業場や事務所の拡張・移転、消毒液の購入、パーテ  
34 ーションの設置等に伴う経費増等が見込まれることから、受発注者間及び元  
35 下間において、適切に契約変更を実施することが必要である。

36 また、サプライチェーンの分断等による資機材の納入遅れ、感染者又は感

## (案)

1 染疑い者の発生等による現場の閉鎖、現場必要人員の不足等により工期の遅  
2 れが生じた場合や、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態  
3 宣言下において、特定警戒都道府県より労務調達を要する場合は、当該労務  
4 者の健康状態にかかる経過観察期間を配慮するため、受発注者間及び元下間  
5 において、適切に工期延長等の対応をすることが必要である。

### 6 7 (3) 基準の見直し

8 本基準は、本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる。ま  
9 た、今後の長時間労働の是正に向けた取り組みや、i-Construction などの生  
10 産性向上に向けた技術開発、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた安  
11 全衛生の取り組みなど、工期に影響を与える本基準に盛り込むべき事項があ  
12 れば、見直しの際に適宜検討する。